令和2年(2020年)12月7日建設経済常任委員会陳情第45号審査用資料都市部都市計画課

小田原都市計画高度地区について

1 主な経過

- ・本市では、良好な居住環境及び秩序ある都市環境の維持、保全を図るため、都市計画審議会の議を経て平成17年(2005年)6月に高度地区を決定した。
- ・決定にあたっては、各方面の意見等を総合的に判断するため、「小田原市建築物の高さ等のあり方検討会」を設置し検討を重ねるとともに、2,000人を対象としたアンケート調査や18回にわたる説明会を開催した。
- ・アンケート調査の結果(対象 2,000 人、回答率 49%)では、高さの制限に賛同する回答が約7割であり、また、基本方針や都市計画案の説明会においても、高さ制限を必要とする意見が多数を占めた。

平成17年(2005年)6月 高度地区を都市計画決定 第4種高度地区における建築物の高さの最高限度を 31mに制限した。

・ 高度地区を運用する中で、土地の高度利用を求める要望や、手続きにスピード感を求める声が寄せられた。

令和元年(2019年)12月

小田原駅周辺の第4種高度地区について制限を緩和

公開空地や緑地等を設けることにより、周辺の市街地環境の改善に資するものについては、手続きを簡略化し、建築物の高さの最高限度を45mまで緩和した。

小田原駅周辺の第4種高度地区



小田原駅周辺地区

2 小田原駅周辺の高度地区

